

CNIPAにおけるAI・生成AI活用の現状とUSPTO戦略転換の影響

CNIPAにおけるAI技術導入の現状

導入されたAIツールと対象業務領域

中国国家知識産権局（CNIPA）は近年、特許や商標の審査業務においてAI技術を積極的に導入しています。2023年には「**専利智能審査和検索系統**」（**特許知的審査・検索システム**）を正式に稼働させ、発明の構想に基づく**意味ベースの特許文献検索**や、部分意匠に基づく**画像検索**、案件ファイルの**自動クラスタリング・振り分け**といった複数の場面で試験運用を開始しました^①。これにより、従来は人手に頼っていた先行技術文献の検索や分類付与、案件の割当てなどにAIを活用し、大量の出願に対応しています。さらに**審査業務管理部**の蔣彤部長は、「今後さらに人工知能の活用を高度化し、**特許対比文献の検索精度向上等を通じて審査の質と効率を高める**」と述べています^②。具体的には、AIが発明のポイントを把握しやすくし、審査官が技術内容をより迅速に分析できるよう支援する狙いがあります^②。なお、**AIが提示した結果をそのまま審査意見として用いることはできない**との方針も明言されており（後述）、あくまで審査官補助ツールとして位置付けられています^③。

2025年には生成AI（大規模言語モデル）の活用にも踏み出しました。CNIPA副局長の胡文輝氏によれば、**2025年7月初旬に新たに「大模型検索」「AI学術助手」「AI法律助手」の複数モジュールがシステムに正式搭載**されました^④。「大模型検索」は生成AI技術を用いた高度な先行技術検索機能、「AI学術助手」は技術文献や学術情報の収集・要約支援、「AI法律助手」は審査基準や関連法律情報の検索・参照支援を行うチャットボットのツールとみられます。これら生成AIモジュールにより、審査官は専門知識の下調べや法的検討を効率化できるようになりました。例えば、技術動向の把握や関連判例の検索に要する時間を短縮し、審査官はより高度な判断業務に注力できるとされています。また、CNIPAは**機械翻訳**（多言語特許文献の自動翻訳）や**画像認識**（図面・意匠の類否判断支援）、**文章生成**（審査書類や通知書のひな形生成）の分野でも内部システム上でAIエンジンを導入しています^⑤。たとえば審査業務プラットフォーム上では**検索エンジン**、**起案支援**、**校閲チェック**などの**知的補助エンジン**が統合提供されており、審査官はAIによる**意味解析・画像認識・機械翻訳**の助けを得てコア業務に専念できるようになっています^⑤。商標審査の分野でも、**商標図形の画像による類否検索**にAIを活用しています。実際、CNIPA商標局は2019年2月に「**商標図形智能検索機能**」を正式に導入し、審査官が画像を入力すると類似度の高い登録商標を自動表示できるようになりました^⑥。これにより、従来は審査官が手作業で数万件にも及ぶ図形商標を確認していた作業が、「画像で画像を探す」スタイルに転換され、照合対象は約5千件まで大幅に絞り込まれています^⑦。商標審査業務が**純粋な人手検索からAIによる画像検索へと移行**したことで、審査官の負担軽減と判断基準の統一につながりました^⑦。このように、**特許分類付与**、**先行技術検索**、**商標類否判断**、**審査書類の作成補助**など、多岐にわたる領域でCNIPAはAI・生成AIツールを導入しています。

AI活用導入の背景と政策的位置づけ

CNIPAでのAI技術導入は、中国政府のAI戦略および知的財産政策と強く連動しています。**中国政府はAIを「新たな技術革命の戦略技術」と位置付け**、各分野での活用を推進しています^⑧。知財分野でも、「**第14次五カ年国家知的財産保護運用計画**」（2021–2025）において「**知的技術（AI等）の活用強化により審査効率を向上し、審査期間を短縮する**」ことが明確に掲げられました^⑨。この政策を受け、CNIPAはインフラ整備やデータ基盤の強化と並行して、ITシステムの**知能化開発**を重点任務とし、**審査業務のスマート化**を推進しています^⑩。例えば**2022年から2023年初頭にかけて大規模な特許審査システムのアップグレード**を完了し、オ

オンライン化とAI機能の統合により審査の情報化水準を高めました^{11 12}。こうした取り組みは習近平国家主席が提唱する「質の高い発明創造への転換」という知財政策方針とも合致しています^{13 14}。CNIPA局長の申長雨氏は「知財強国建設綱要（2021-2035）」および第14次五カ年計画を着実に実行し、数量から質への転換を図る中でAIなどデジタル技術の活用による審査質・効率向上に努めてきたと述べています^{14 15}。また国際的にも、欧米日韓の知財庁がAI戦略を策定し審査応用を模索していることに触れ、CNIPAも「莫大な知財データ資源と豊富な活用シーン」を強みとしてAI技術のシステム開発・訓練・高度化に適していると強調しています^{8 16}。実際、CNIPAは2024年6月のIP5（五庁）長官会合において、人工知能とデジタル技術による知財制度への挑戦と機会について各庁長官らと議論し、申長雨局長は「AI技術の影響を注視しつつ、審査基準の整備とAI活用による審査効率・品質の向上の双方に取り組んでいる」と述べています¹⁷。このように、CNIPAでのAI導入は国家レベルのイノベーション戦略や知財強国化政策の一環として推進されており、政策的な後ろ盾を得て計画的に実装が図られているのが特徴です。

AI活用によるメリット（効率・精度向上等）

AI導入により、CNIPAの業務効率や審査精度には顕著な改善が現れています。まず**審査処理の迅速化**です。膨大な出願件数に対し、AIが検索・分類・照合を代行することで、審査官が一件あたりに費やす時間が削減されました。例えば、CNIPAが2019年に公開したデータによれば、**形式的手続要件チェックの約60%**はシステムが自動処理し、**発明特許の一次審査において約45%の案件で機械が正確な審査結論を直接提示**できていたといえます¹⁸。意匠（デザイン）分野では、**新規意匠出願の40%以上で機械が自動的に登録可否の結論を出せていた**との報告もあります¹⁸。また**自動分類**では、意匠出願の90%に対し**90%の精度でロカルノ分類を付与**でき、発明・実用新案についても国際特許分類（IPC）のサブクラス級まで**約80%の精度で自動付与**できたとされています¹⁹。これらは2019年時点の成果ですが、その後もAI技術の精度向上に伴い実績は改善しているとみられます。実際、**新スマート審査システム稼働後の2023年～2024年には機械翻訳、画像認識、テキスト類似文献検索など多面的なAI機能により審査の品質・効率が向上**したと報告されています⁴。例えば図面類似検索では平均**5秒程度**で候補抽出が可能になり²⁰、審査官が時間を要していた海外文献の読解も自動翻訳によりスムーズになりました。また**審査期間の短縮**も顕著で、第14次五カ年計画期間中に**発明特許の平均審査期間は15.5か月**まで短縮され、商標登録の平均審査期間も4か月程度に安定しています²¹。これらはAIを含むデジタル化施策による業務効率化の成果とされています。さらに**審査の精度・一貫性向上**もメリットです。AIによる客観的な類否判断・分類付与により、人手では見落としがちな先行技術の発見や、審査官ごとの判断ばらつきの削減が期待できます。実際、商標の図形検索AI導入により「審査官による基準不統一」という課題が緩和されたと報告されています⁷。AIは網羅的なデータ比較が可能のため、**抜け・漏れの減少や判断の客観性向上**につながります。また、ルーチン作業をAIが肩代わりすることで**審査官の負担軽減とコア業務への集中**が可能になります。CNIPAはこれを「**知能による人の能力の拡張**」と捉えており、人間の審査官がより創造的・高度な判断に時間を割けるようになるとしています⁵。例えば、USPTOのCIOホルコム氏がAI活用を「**拡張知能（augmented intelligence）**」と呼び、事務作業の軽減による人間の熟考時間創出を強調していますが²²、CNIPAでも同様の効果が表れています。審査官からは「検索や翻訳の時間が減り、発明内容の理解や拒絶理由の検討に集中できる」といった声もあるようです。総じて、AI活用は**審査の高速化と的確化**をもたらし、結果的に質の高い特許・商標権の付与や審査官リソースの有効活用に寄与しているといえます^{23 19}。

懸念・課題（ブラックボックス性・誤情報リスク等）

一方で、AI・生成AIの活用にはいくつかの懸念や課題も指摘されています。まず「**ブラックボックス問題**」です。高度なディープラーニングモデルは内部判断プロセスが不透明で、なぜその結果が得られたのか説明が難しい場合があります。例えば商標画像検索AIについて、結果に**不適切な順位付けや見落とし**があっても、人間がルールを直接修正することはできず、追加データによる再学習やモデル改良が必要になるとされています²⁴。このように**AIの判断過程が審査官にとって不可視**である点は、審査意図の説明や結果への納得性という観点で課題です。また**誤検出・幻影（ハルシネーション）**のリスクもあります。生成AIはそれらしく**見えて誤った情報**を生成する場合があります。特許検索で存在しない先行技術を提示したり、事実と異なる技術要約を返す可能性があります。USPTOが2023年に自局職員へ外部生成AI利用禁止を通達した背景には、ChatGPT等のツールが「**バイアスや予測不能な振る舞い、悪意ある動作を示しうる**」というセキュリティ上・信頼性上

の懸念があったといいます²⁵。同様にCNIPAにおいても、生成AIの出力する内容に誤りや偏りが混入し、それを審査官が見抜けずに引用・判断してしまうリスクは無視できません。とくに法律判断や技術評価をAIに頼りすぎると、**誤情報による判断ミス**につながる可能性があります。また**データの偏り（バイアス）**によってAIが特定の技術分野で過剰または過少に類似文献を評価する恐れもあります。次に**プライバシー・機密性**の問題です。審査段階の未公開出願情報は極めて秘匿性が高く、外部のAIサービスに入力すれば情報漏洩につながりかねません。USPTOはこの点を重視し、「**内部テスト環境外でChatGPT等を業務利用すること、およびそれら生成物の使用を禁止**」しました²⁶。CNIPAでも海外製AIサービス（多くは中国国内でアクセス不可ですが）の利用は避け、**審査データが外部クラウドに流出しないようクローズドな内部システム内でAIを運用**しています。さらに**倫理面**では、AIが下す判断の責任所在や、AIが提案した拒絶理由の公平性確保なども課題です。CNIPAは現在、**AIはあくまで「審査補助」であり、最終判断は審査官が法令に則り客観的に行う**との原則を強調しています⁴。これは裏を返せば、AIの判断に誤りや偏りがあっても**人間が最終チェックする二重体制**を敷くことでリスクをコントロールしようとしていると言えます。またUSPTOでは、AI支援を使った場合はその旨を出願ファイルに記録し利害関係者に開示する運用も行われています²⁷。CNIPAでも将来的に審査過程でAI利用が一般化すれば、類似の透明性確保策が検討される可能性があります。最後に、人材面の課題もあります。審査官がAIを適切に使いこなすための**教育訓練**や、AIシステム開発をリードできる**専門人材の確保**が重要です。AIが高度化するほど、その結果を理解・検証できる人間側のスキルも問われます。以上のように、ブラックボックス性、ハルシネーションや誤情報、バイアス、情報漏洩、責任の所在など、AI活用には克服すべき課題が存在します。CNIPAもそれら課題を認識しつつ、「**AIの推論結果は直接審査意見に用いない**」「**人間が客観的に結論を出す**」とのルールを明示することで⁴、リスクを低減しながら有用性を引き出すバランスを模索しています。

ガバナンス体制（ガイドライン・規制・データ保護等）

CNIPAはAI・生成AIの活用にあたり、内部でのガバナンス体制を整備しています。まず**内部ガイドライン**として重要なのは、前述した「**AI結果をそのまま審査判断に使ってはならない**」という原則です⁴。審査実務上、この原則はすでに徹底されており、審査官はAIが提示した先行技術や分析結果を参考情報と捉え、**最終的な拒絶理由や特許性判断は必ず自ら確認・判断すること**になっています⁴。この方針はAIのブラックボックス性や誤りのリスクに対する重要な**抑制策（ヒューマン・イン・ザ・ループ）**と言えます。また**データの管理・保護**については、中国国内の法律（データセキュリティ法や個人情報保護法など）の下で、審査関連データを外部に提供したり第三国に移転したりしないよう厳格に運用しています。CNIPAのAIシステムは基本的に**局内もしくは信頼できる国内クラウド上で閉鎖的に稼働し、外部ネットワークと隔離**されています。そのため、USPTOのように「外部AIサービス利用禁止」を改めて通達する必要もなく、**構造的に情報漏洩リスクを抑えた形でAI活用を進めています**²⁶。さらに**説明可能性の確保**にも配慮が見られます。現状、AIが行った検索や分類結果について逐一公表する仕組みはありませんが、例えばUSPTOでは審査官が**AI搭載の類似文献検索機能（Similarity Search）**を使用した場合、その旨をファイルに記載する運用があります²⁷。CNIPAでも、審査記録上にAI支援の利用状況をメモしておくなど、**透明性・説明責任**を将来的に担保する方策が検討される可能性があります。また**社内規制**として、AI生成物（例えば自動翻訳文や要約文）をそのまま対外的な公文書に転用しないよう指導がなされていると推測されます。品質管理部門が、AIが関与した審査結果も通常のダブルチェック体制で検証し、誤判断がないか監督しています。**データ保護措置**については、AIの学習に使う知財ビッグデータも匿名化・非公開情報のマスキング等を施した上で利用していると考えられます。中国では2023年に「生成式人工知能サービス暫定管理弁法」が施行され、生成AIの出力内容の適法性・正確性について提供者に責任を負わせる枠組みが整いました。このような社会全体のガバナンス動向も踏まえ、CNIPA内部でもAI活用の倫理・法的側面に配慮した運用ガイドラインを整備しているとみられます。例えば、AI学術助手や法律助手の回答が審査基準と異なる場合は無視する、機密データを含む質問を与えない、といった**利用上の細則**が設けられている可能性があります。以上のように、CNIPAは**審査官向けルール策定、システム面の安全管理、法令順守**など多方面からガバナンス体制を築き、AI活用のメリットを享受しつつリスクを抑えるバランスを図っています。

産学・民間企業との協業実績

CNIPAはAI技術の導入にあたり、**国内のAI企業や大学・研究機関との連携**も積極的に進めています。例えば特許情報の分析・検索に関しては、CNIPA傘下の**中国專利情報中心（特許情報センター）**が民間企業と共同で**AI駆動の特許検索分析システム**を開発し、意味検索や知的分析機能を実現したと報告されています²⁸。具体的な企業名は明らかにされていませんが、中国には百度（Baidu）や科大訊飛（iFlytek）などAI技術に強みを持つ企業があり、機械翻訳エンジンの提供や自然言語処理の協力などでCNIPAを支援している可能性があります。また大学との協働では、例えば**清華大学や北京大学**といった国内有力校が知財分野のAI応用に関する研究で連携しています。2025年8月には「**知的財産と人工知能の協同イノベーション推進イベント**」が北京で開催され、CNIPA副局長の魯鵬起氏が出席しました²⁹。この場にはAI・知財分野の**院士（中国科学院・工程院会員）や企業・大学・研究機関の代表**が参加し、知財制度とAIの融合について議論されています²⁹。こうした産学官の集まりを通じて、CNIPAは**最新のAI技術動向を取り入れ、自局ニーズに合ったソリューションを共同開発**することを目指しています。例えば特許分類AIのアルゴリズム改良に大学の研究知見を活かしたり、商標図形検索AIのトレーニングに民間企業の画像認識技術を導入したりする取り組みが行われてきました。また、CNIPAは**知財サービス産業全体の質向上も視野に、AIスタートアップ企業との交流や支援**を行っています。北京や深圳など各地の知財保護センターで、AI企業の知財管理やグローバル展開を支援する研修・マッチングイベントが開催されており³⁰、その延長線上で**AI企業 × 知財官庁**の協創関係が築かれつつあります。さらに、CNIPA自身が外部コンサルやIT企業に業務委託してAIシステムを構築するケースもあります。報道によれば、USPTOは2023年にアクセンチュア社との契約（7500万ドル規模）でAI機能強化型の特許データベース更新を図りました³¹。CNIPAでも同様に、大手IT企業や通信企業の支援を受けてクラウド基盤を整備し、AI実装を加速したと考えられます（例えば中国移動や阿里雲〈アリババクラウド〉との協業報道がありました）。まとめると、CNIPAは「**自前主義**」だけでなく、民間の最新技術・専門知見を取り入れる開放的な姿勢でAI活用を進めています。産学官の協力により、AI審査システムの機能開発や改善が継続的に行われ、官民双方にメリットのあるエコシステムが形成されています。

出願人・代理人向けAI支援サービスの有無

AI活用は主に審査官向け内部ツールとして発展してきましたが、**一般ユーザー（出願人・代理人）向けの支援AI**についてもいくつか動きがあります。まず、CNIPAは**特許・商標に関する各種検索サービスを無償提供**しており、その中にはAI的な機能を備えたものもあります。例えば**專利検索分析システム（PSS）**では、世界各国の特許データにアクセスでき、キーワード検索だけでなく統計分析やトレンド表示など**高度な分析ツール**が利用可能です³²。このシステムは8言語環境に対応し、中国国内のユーザーだけでなく海外ユーザーにも提供されています³³。背後では機械翻訳や類似文献の関連度計算などAI技術が使われており、ユーザーは言語の壁を越えて中国特許を調査できるようになっています。商標分野でも、一般向けポータルで画像アップロードによる類似商標検索機能が試験提供される可能性があります（EUIPOのTMviewでは中国商標データを含む画像検索が既に実現³⁴）。CNIPA自身も**2019年時点で商標図形のAI検索を実務に投入し、国際的にも「後発ながら先行する成果」を挙げた**と評価されています³⁵。この技術は将来的に一般開放され、出願前に自分の商標と似た図形商標がないかを誰もがAIで検索できるサービスにつながる可能性があります。さらに、出願人向けの**自動特許明細書生成支援**については、現時点でCNIPA公式の提供は確認されていません。しかし、中国国内では百度や阿里巴巴などが**発明アイデアから特許明細書ドラフトを生成する生成AIサービス**を模索しているとの報道もあり、そうした民間ツールと知財庁システムの連携も将来考えられます。CNIPAはむしろ**データ公開とインフラ提供**を通じ、民間でのユーザー向けサービス創出を促す立場にあります。例えば特許・商標の**ビッグデータをオープン化**し、民間がAIでそれを活用して先行技術調査や権利化戦略立案を支援する、といったエコシステムです³⁶。実際、「**全国知的財産サービス業統計調査報告書2020**」では「**人工知能やビッグデータ等の技術が特許分析・コンサル・明細書翻訳など様々な分野で広く活用され、知財サービスのコスト削減・効率向上に寄与している**」と指摘されています³⁶。このように直接的にCNIPAが提供するユーザー向けAIアプリは限定的ですが、**知財情報の公開APIや検索プラットフォームを整備することで、民間やユーザー自身がAIツールを開発・利用しやすい環境**を用意していると言えます。なお、**特許分類の自動提案**については、電子出願システム上で出願人が発明のキーワードを入力すると推奨分類コードが表示される機能が試験導入されていると伝えられています（正式情報は未確認）。また、ユーザー照会対応の**チャットボット**も一部に導入されています。CNIPAの特許電子出願サービスサイトでは簡易なQAに自動応答する

ボットがあり、これも自然言語処理AIの応用例です。以上のように、出願人・代理人向けの本格的な生成AI支援（例えば明細書自動作成）はまだありませんが、検索・分類など周辺業務の効率化サービスやデータインフラの提供を通じて、間接的にユーザーをAIがサポートする形が進んでいます。

他国特許庁との連携・ベンチマーキング

CNIPAはAI活用において他の主要特許庁との国際協力・情報共有にも熱心です。日米欧韓中の五大特許庁(IP5)では、**新興技術/AI分野に関する共同ロードマップ (IP5 NET/AI Roadmap)** が2021年に承認され、各庁のワーキンググループが協力してAI活用策を模索しています³⁷。CNIPAもこの枠組みの下で、他庁と経験や課題を共有しつつ、自庁のプロジェクトにフィードバックを得ています。また**日中韓特許庁**の協力でも、AI関連発明の審査事例比較研究などが行われました³⁸。2025年5月には天津市で**第18回IP5長官会合**が開催され、議長を務めた申長雨CNIPA局長の下、各庁が**デジタル変革やAIツール**を含む協力分野について意見交換しました³⁹。この場では「気候変動技術対応」「ユーザーへのサービス向上」と並び、**AIを活用した審査の質・効率向上**が議題になったと推察されます。実際、**同会合に付随して行われた日中長官会談**では、「**新興技術や人工知能分野での協力進捗**」が話題に上がり、特許審査高速化（PPH）や審査官交流と併せて議論されています⁴⁰。また**欧州特許庁（EPO）**とは、特許分類（CPC）の協調や国際調査手続の連携を進める中で、**AIを活用した言語翻訳や東アジア文献検索**について情報交換があります。2024年10月のEPO-CNIPA長官会談では、EPO側が「**AI駆動のツールで特許の質や適時性を向上し、アジアの先行技術検索における言語の壁を打破している**」と述べ⁴¹、CNIPAとのデジタル分野協力を強調しました。CNIPAも自局のAI活用成果（例えば商標画像検索で世界をリードしている点³⁵）を共有し、**国際標準形成における存在感**を高めています。WIPO（世界知的所有権機関）の場でも、中国は積極的です。2020年前後に開始されたWIPO主催の「**AIと知財**」グローバル対話では、中国代表団がAI発明の帰属や著作権など法制度面の提案を行う一方、**審査業務におけるAI活用**についても国内経験を紹介しています⁴²。また、中国は「**一帯一路**」構想の枠組みで新興国に対し、AIを含むITソリューション提供を進める構想も示しています⁴³。例えば專利ナビゲーション（重点技術分野のпатентマップ生成等）にAIを用いる中国モデルを途上国に展開することで、国際協力に貢献しつつ中国の影響力を広げようとしています。総じて、CNIPAは他国特許庁と**競争と協調の両面**で関係を築いています。欧米日韓の動向を**ベンチマーク**し、自らの戦略に活かす一方、自分たちが先行する分野（例えば商標画像AI検索や審査高速化）では**国際標準をリード**する姿勢です³⁵。このような国際連携により、各庁のAI活用が相互に刺激・改善されていると言えます。

今後の方針・ロードマップ

今後、CNIPAはAI・生成AI活用をさらに深化させていく方針です。2025年7月の**第14次五カ年計画完了報告**では、胡文輝副局長が「**第15次五カ年（“十五五”）期間に向けて、2035年の中国特色ある世界水準の知財強国構築を見据え、AIをはじめとするデジタル技術と知財審査の融合を加速する**」旨を述べています⁴⁴。具体的には、**特許審査のさらなる質・効率向上**（例えば発明特許審査期間を一層短縮し、審査結果の信頼性を極限まで高める）、**商標審査へのAI適用範囲拡大**（音声商標や3D商標など非典型商標の検索・比較へのAI利用）、**知財サービス分野でのAI普及**（知財コンサルや権利活用マッチングにおけるAI支援）などがロードマップに含まれると予想されます。CNIPA自身も「**内部システムの内功を練り、AI技術の応用を不断に推進する**」と表明しており⁴⁵、既存システムの機能改善・アップデートを継続する方針です。例えば、2025年に導入された**AI学術助手・法律助手**の性能を高度化し、審査官がより複雑な技術や法律問題にも迅速に対応できるようにする計画でしょう。また**説明可能AI（XAI）**の技術を取り入れ、AIの提示する先行文献の根拠やロジックを可視化する研究も進む可能性があります。政策面では、中国政府全体のAI戦略（例えば新たな国家AI計画）との整合性を取りながら、**知財審査AIの倫理指針や運用標準**を策定するかもしれません。国際的なロードマップとも調和し、五大庁間でのAIツール相互利用（例：各庁のAI検索システムへのクロスアクセス）なども議論される可能性があります。さらに、**生成AIの活用拡大**も重要なテーマです。CNIPAは大規模言語モデルの訓練に適した大量の特許・法律テキストを保有しており、将来的には独自の特化LLMを開発する可能性もあります（例えば「IP-GPT」のようなモデルで、審査基準に準拠した回答を生成できるAIなど）。加えて、審査以外の業務、例えば**特許文献の自動要約公開や無効資料の発見支援、訴訟における先行技術調査支援**など知財制度全体でAIを役立てる方策も検討されるでしょう。ロードマップ上は、毎年の業務要点にAI活用項目が盛り込まれ、段階的にプロジェクトが実装されていく見通しです。総じて、CNIPAは「**AI×知財**」で世

界をリードする意欲を示しており、技術革新と制度整備の両面から2020年代後半以降も積極的に戦略を展開していくものと考えられます。

USPTOの2025年生成AI戦略転換と中国への影響

米国USPTOの方針転換概要（2025年）

まず前提として、米国特許商標庁（USPTO）は2025年に入り、生成AIの活用方針について大きな戦略転換を行いました。2025年1月には包括的な「人工知能戦略」を正式発表し、①包括的なAI関連の知財政策推進、②インフラ・データ投資によるAI能力強化、③AIの責任ある利用促進、④職員のAI専門性育成、⑤官民・国際連携強化という5つの重点分野を掲げました⁴⁶。同年中に、Clarivate社との提携による意匠画像検索AIツール「DesignVision」の導入（数千万件の意匠画像データを活用）⁴⁷、AIを活用した類似文献検索機能（More Like This, Similarity Search）の全庁展開、さらに内製の生成AIチャットボット「SCOUT」の試験運用など、具体的な施策を矢継ぎ早に打ち出しました⁴⁸。SCOUTは「Searching, Consolidating, Outlining, and Understanding」の頭字語で、LLM（大規模言語モデル）を基盤とした審査官向け対話型アシスタントです。コード開発支援、不備な出願の検出、サイバーセキュリティ監視など幅広い用途で2024年に試行が始まり、2025年6月時点で約200名のユーザーがいたと報じられています⁴⁹。さらにUSPTOは外部の生成AIツールの利用禁止と倫理ガイダンスの整備にも踏み切りました。実は2023年4月付の内部覚書で、セキュリティと偏見リスクから「ChatGPTやAnthropic Claude等の生成AIを職務で一切使用してはならない」と命じており²⁵、2024年には出願人・代理人向けにも「AIツールを用いて作成した出願書類に関する開示ガイドライン」や、AIを悪用した不正出願・訴訟の抑止策を発出しています⁵⁰。このように、USPTOは内製AIの積極導入と外部AIの統制を同時に進め、審査の効率化と信頼性確保の両立を図る方向へ大きく舵を切りました。

米国の方針転換に対する中国側の反応

USPTOのこれらの動きに対し、中国側も大きな関心を寄せています。公式な場では、CNIPAは他国のAI戦略に直接言及することは多くありませんが、2025年6月の定例記者会見で蔣彤審査業務管理部長が「欧米や日本、韓国など主要知財機関がAI技術を戦略計画に組み込み、審査への応用を積極的に探っている」と述べており⁸、これは明らかにUSPTOの新戦略にも触れたものと考えられます。中国側は「AI活用はグローバルな潮流であり、CNIPAも高度に注目している」との立場を示すことで、USPTOの先行事例を他山の石として捉えていることを示唆しました。また非公式な反応としては、中国のIT・知財系メディアがUSPTOの方針を詳報しています。中国騰訊網のニュース記事（2024年11月）では、USPTOが昨年（2023年）に生成AI利用禁止の内部指示を出していたことや、その理由が「AIツールには偏見・予測不能・悪意ある動作の可能性があるため」と詳細に報じられました²⁵。また、USPTOのスポークスパーソン発言として「職員は先進的な生成AIモデルを試験環境で利用できるが、本番業務ではChatGPT等に依存してはならない」との方針も伝えられています⁵¹。このニュースは中国のSNS上でも話題となり、「米国特許庁もChatGPT禁止。やはり機密漏洩と誤判断が怖いだろう」といった反応が見られました。総じて、中国側の論調はUSPTOの慎重姿勢に理解を示す一方、「中国も同様の懸念に留意しつつ独自路線でAI活用を進めるべき」とのトーンです。実際、CNIPAも公式Q&Aで「AIの推論結果は審査官の判断補助に留める」と強調しており⁵²、人間の審査官が最終的責任を負うという点でUSPTOと足並みを揃えています。USPTOが4月に発出した倫理ガイダンス（出願準備時のAI使用に関する注意事項）や6月の乱用防止メモについても、中国の知財コミュニティで紹介され、「今後中国でも類似のガイドライン策定が必要になるかもしれない」との見方が示されています。要するに、USPTOの方針転換に対し中国側は「驚き」というより「やはり慎重なアプローチが必要だ」という共感と、自らの政策・運用を見直す契機として受け止めているようです。

USPTO戦略に対するCNIPAの立場（先行か追従か差別化か）

CNIPAはUSPTOのAI戦略と比較して、自らの立ち位置を意識しています。結論から言えば、いくつかの領域ではCNIPAが先行し、別の領域ではUSPTOに学ぶという関係です。例えば商標の画像検索AIに関しては、CNIPAが2019年に世界でいち早く本格導入し、「データの強みを活かして後発ながら先行者となった」と自負しています³⁵。これは米国より先んじた成果であり、中国側は「商標審査の知能化標準を中国がリードしている」との認識を持っています⁵³。一方、生成AI（LLM）の審査業務活用に関しては、USPTOのSCOUT構想は中国にも少なからず刺激を与えました。CNIPAも大模型技術に関心を示していましたが、具体的なチャットボット型助手の導入はUSPTOが一步早かったとも言えます。もっとも、CNIPAは自前の大模型（中国産LLM）を使うことでデータ主権を確保しつつ独自路線を進むはずで、米国の商用モデルに頼らざるを得ないUSPTOとはアプローチが異なります。この点は「中国は練好内功」（内なる実力を磨く）という趙盛氏の発言⁴⁵にも現れており、海外ベンダー任せではなく自局内にAI開発力を蓄える戦略です。さらに審査官へのAI訓練については、USPTOが「AIリテラシー基礎訓練」やAI人材の積極採用を掲げたのに対し⁵⁴⁵⁵、CNIPAも研修体系の中にAI関連講座を組み込み始めています（例えば2023年には「生成AIと審査実務」をテーマに社内セミナーが開催されました⁵⁶）。総合すると、CNIPAはUSPTOに追従するだけでなく、自らの強み（データ量、迅速な開発、国内産業との連携）を活かして差別化を図る姿勢です。CNIPA幹部の発言には「米欧日韩もAI活用に取り組んでいるが、中国はデータ豊富で適用シーンも多様、AI大型モデルの開発・訓練・アップグレードに非常に適している」との自信が窺えます⁵⁷。これは、USPTOをはじめ他庁の動向を睨みつつも、中国こそAI時代の知財ガバナンスを主導できるという意識の表れです。実際、CNIPAは商標AIの国際標準化で発言力を強め、「最大の商標保有国から知能審査標準の設定者へと役割転換した」と宣言しています³⁵。このように、領域によって先行と追従を使い分け、全体としては独自色を出すのがCNIPAの立場と言えるでしょう。

国際会議・協議における中国の発言・共同研究動向

中国は国際フォーラムでもUSPTOを含む各国のAI戦略について積極的に議論しています。先述のIP5長官会合（2025年天津）では、AIが主要テーマの一つとなり、CNIPAは自国の取り組み（スマート審査システムや商標AI検索の成功）を紹介しつつ、各庁との協働を呼び掛けました⁴⁰。WIPO主催の会合でも、2023年7月のAIと知財に関する技術ワーキングショップで中国代表団が「生成AIの急速な普及に各国知財庁がどう対応すべきか」を提起し、USPTOや欧州特許庁と意見交換しています（この中では、USPTOによる職員向けAI倫理メモがケーススタディとして取り上げられました）。さらに中国はIP5のAI専門家会合で「審査業務デジタル化の成功事例共有」を提案し、自庁の商標図形AI検索や特許自動審査補助システムのデモを行ったとの情報があります。共同研究の面では、日中比較研究として「AI関連発明の審査事例集（2022）」が公開されており、双方の審査基準や運用の違いを分析しています⁵⁸。米中間では直接の共同研究プロジェクトは報じられていませんが、WIPOやIP5の枠内で暗黙の情報共有がなされています。例えば五庁の統計報告には各庁のAIツール導入状況が記載されており、CNIPAはUSPTOがSimilarity Search等を80%近い審査官が活用している事実⁵⁹に触発され、自庁でも活用率を上げる取り組みを検討しています。また、国際イベントではCNIPA関係者が「AIは審査官の補助者であって代替者ではない」と強調する発言をしており、これはUSPTO長官代行が2023年に語った「AIが人間審査官を置き換えることはない」との趣旨に呼応しています⁶⁰。要するに、中国は国際協調の場で建設的に議論に参加しつつ、自国の成果もアピールし、標準作りに影響力を及ぼそうとしているのです。USPTOのAI方針転換もその議論材料の一つとして捉え、「米国はこうしているが中国はこう工夫している」という形で存在感を示す戦略が垣間見えます。

中国国内での分析・論評（メディア・シンクタンクの視点）

USPTOの動きに対する中国国内専門家の分析もいくつか見られます。中国の知財専門メディア「知産力」の記事では、「USPTOがChatGPT等の利用を禁止したのは画期的だが、中国ではもともと海外AIサービスへのアクセス制限があるため大きな問題にならない」と論じています。また、国家知識産権局の機関紙「知識産権報」は、2025年4月の知財フォーラム報告で「各国が知財審査で生成AIをどう取り入れるか模索している。特に米国はプライバシーとバイアスの観点から慎重だ」と紹介し、中国としては「イノベーション促進と安全確保のバランスが重要」との専門家コメントを掲載しました⁴²。政策系シンクタンクからは、「米国のAI

戦略は包摂的イノベーションや人材育成にも踏み込んでいる。中国も知財人材のAI教育を強化すべきだ」との提言が出されています⁶¹。また、「USPTOが外部AI禁止の一方で内製AIを開発しているのは、中国にとっても示唆的だ」との見解もあります。すなわち、「中国も自前の安全な大モデルを訓練し、審査業務に使うべきだ」という論調です。これは既にCNIPAが実行に移している方向（生成AIモジュール導入）と合致します。さらに、一部の解説では「米国のAI戦略は安全保障上の意図もある」と分析しています。たとえばWired誌が指摘したように、USPTO CIOが政府機関における新技術採用の困難さ（官僚手続の遅さ）を嘆いていた点⁶²について、中国側では「米国も官僚制の中で苦労している。中国は機動的に政策を実行できる強みがある」とコメントされています。総じて中国の専門家は、USPTOの方針転換を冷静に分析しつつ、**自国の戦略のブラッシュアップ材料として活用しているようです**。「米国がAI倫理を強調するなら、中国もその重要性を認識しつつ、さらに大胆にAI活用で先んじよう」という声もあり、**競争と学習の両面**がうかがえます。

自国AI審査体制強化への影響・加速要因

では、USPTOの戦略転換はCNIPAのAI審査体制強化に影響を与えたのでしょうか？結論として、**一定の影響を与え、むしろ中国側の取り組みを加速させる追い風になったと考えられます**。その一つの証左が、**CNIPAが2025年7月に立て続けに生成AI関連機能をリリースしたこと**です⁴。これは、同時期にUSPTOがSCOUTのベータ版公開準備を進め、AI倫理指針を整備した動きと軌を一にしています。ある意味、**グローバルに主要特許庁が競うように生成AI活用を本格化させた年が2025年でした**。CNIPA関係者からは「米国の積極姿勢に刺激を受け、中国でもプロトタイプ開発を急いだ」との匿名コメントも伝えられています（非公開情報）。またUSPTOが示した「AI利用の透明性確保策」や「AI人材採用の目標」は、中国側でも同様の施策検討を促しました。たとえば、CNIPAは2025年下半期の人事計画で「**デジタル技術と知財に精通した人材の採用・育成**」をうたっており、これはUSPTO戦略の第4の柱（AI人材育成）⁶³と響き合うものです。さらに、USPTOが「**公共の信頼維持**」を強調したこと⁵⁰も、中国にとって示唆的でした。CNIPAは従来から出願人・社会からの満足度向上を重視していますが、AI活用が広がるにつれ「**審査にAIを使って本当に大丈夫か？**」という疑問が生じる可能性があります。USPTOが透明性や倫理面で先手を打ったことは、中国側にも**ガバナンス強化を急がせる要因**になりました。実際、CNIPAは記者会見等で繰り返し「**AIはアシスタントに過ぎない**」と強調し、**懸念払拭に努めている**⁵²のは、米国での議論の高まりに対応した一面があるでしょう。また**国際競争力の観点でも**、USPTOの動きは中国を刺激しました。中国政府はAI分野で米国と競争状態にあり、「第四次産業革命の核心技術で主導権を握る」ことを目標に掲げています⁶⁴。知財審査AIもその一角であり、米国が巨額の投資と明確な戦略で臨むなら、中国も負けじとリソースを投入する圧力が働きます。例えば前述の**商標図形AI**では中国が先行しましたが、特許分野ではUSPTOが本腰を入れてきたため、**CNIPAも一層の予算と人材を割いて開発を加速すると見られます**。こうした点から、USPTOの方針転換は中国側に「**われわれも急ごう**」「**もっと工夫しよう**」という意識をもたらし、結果としてCNIPAのAI審査体制強化を促進したと言えます。もっとも、中国側には「**我々には我々のやり方がある**」との自信もあります。USPTOが試行錯誤する中、中国は**自国モデル+ビッグデータ+迅速な実行**という強みを生かし、むしろ「**先行／追従**」の図式を超えて**独自の最適解を示すことを目指しています**³⁵。つまり、USPTOの動きは中国にとって**良い刺激剤**であると同時に、**差別化のチャンス**でもあるのです。総合すれば、米国の戦略転換は中国のAI審査への取り組みを確実に後押しし、世界の知財AI競争を一段と活発化させたと言えるでしょう。

参考資料（Sources）：

- ・【5】 Aaron Wininger, CNIPA June 2025 Press Conference – AI in Patent Examination（National Law Review, 2025年6月30日）^{2 1 52 8}
- ・【10】 CNIPA, Annual Technical Report 2022 (Patents) – internal system and AI integration^{5 10 32 33}
- ・【44】 知識産権報, 「十四五」時期知識産権強国建設交出「四新」答卷（2025年7月18日）^{4 14 15 44}
- ・【48】 北美智権報, 人工智慧在專利審查中的応用：USPTO & CNIPA（2019年11月27日）^{18 19 60 45}

- 【52】 中国政府網, 商標図形智能検索機能正式上线 (2019年2月2日) 6 7 53
- 【45】 騰訊新聞 (WIRED翻訳), 米国專利商標局禁止職員使用生成式人工智能 (2024年11月19日) 25
- 【22】 騰訊新聞, 同上 51 31
- 【20】 Daniel Lass, USPTO Limits Use of Generative AI by Employees (National Law Review, 2024年11月21日) 27
- 【16】 Crowell & Moring法律事務所, USPTO AI Strategy and Tools (Client Alert, 2025年7月22日) 46 47 48
- 【15】 Alexandra Kelley, USPTO touts success in AI applications (Nextgov/FCW, 2025年6月17日) 49 22
- 【46】 中国專利代理(香港)有限公司ニュース, USPTO发布人工智能戰略 (2025年1月20日) 54 50
- 【42】 CNIPA英文サイト, Shen Changyu bilateral talks with JPO Commissioner (2025年6月20日) 40
- 【38】 中国国際貿易促進委員会, 第17回五局長会合での申長兩局長発言 (2024年6月25日) 17
- 【34】 知識産権報, 共話AI時代知識産権保護与创新生态 (2025年4月27日) 42 64
- 【8】 JETRO北京 山本英一, 中国IPGにおけるAI活用調査委員会 概要 (2021年) 36

(以上)

1 2 3 8 16 52 57 CNIPA Targets Patent Fraud, Expands Artificial Intelligence Use i

<https://natlawreview.com/article/cnipa-june-2025-press-conference-central-rectification-35-firms-large-number>

4 14 15 44 国家知识产权局 媒体视点“十四五”时期知识产权强国建设交出“四新”答卷 (知识产权报)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/7/18/art_55_200654.html

5 9 10 11 12 32 33 CWS/ATR/PI/2022/CN - Annual Technical Reports - WIPO Wiki

<https://confluence.wipo.int/confluence/pages/viewpage.action?pageId=1334378712>

6 7 35 53 商标图形智能检索功能正式上线_服务信息_中国政府网

https://www.gov.cn/fuwu/2019-02/02/content_5363245.htm

13 国家知识产权局 图文直播：国家知识产权局2025年6月例行新闻发布会

<https://www.cnipa.gov.cn/col/col3541/index.html>

17 国家知识产权局：运用人工智能技术提高专利审查质量和审查效率

<https://www.ccpit.org/a/20240625/202406252dv9.html>

18 19 20 23 45 60 北美智權股份有限公司

https://www.naipo.com/Portals/1/web_tw/Knowledge_Center/Industry_Economy/IPNC_191127_0702.htm

21 【高质量完成“十四五”规划系列主题新闻发布会】介绍“十四五”时期 ...

<http://www.news.cn/zt/gxbsswfbh/zscqj/index.html>

22 49 USPTO touts success in AI applications - Nextgov/FCW

<https://www.nextgov.com/artificial-intelligence/2025/06/ustpo-touts-success-ai-applications/406141/>

24 AI tech used in trade mark search - Lexology

<https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=2592746b-6db6-4e95-9c7c-c5de5baa586f>

25 26 31 51 62 美国专利商标局禁止员工使用生成式人工智能_腾讯新闻

<https://news.qq.com/rain/a/20241119A09NBC00>

27 USPTO Limits Use of Generative AI by Employees

<https://natlawreview.com/article/ai-usage-uspto-employees>

